

令和3年4月16日

千葉市情報公開・個人情報保護審議会
会長 本澤 陽一 様

特定個人情報保護評価部会
部会長 井原 真吾

特定個人情報保護評価部会における調査審議の結果について（報告）

当部会にて、調査審議した結果、下記のとおり報告します。

記

1 審議事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第28条第1項に基づく住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価について

2 調査審議の内容

- (1) 全項目評価書（案）を確認した。
- (2) 部会での意見と意見に対する主な対応状況は、別紙のとおり。

3 部会の意見

番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階では妥当なものと評価できる。

なお、特定個人情報を取り扱う事務を委託する場合において、実施機関は、千葉市個人情報保護条例第12条第1項の規定に基づく必要な措置を引き続き講じていくべきである。

4 審議経過

- (1) 令和2年11月16日 第12回部会
- (2) 令和3年 3月24日 第13回部会